

酸化チタンに発がん性の疑い

◆欧州化学品庁が酸化チタンを発がん性の危険がある物質に分類することを提案

2017年6月、欧州化学品庁のリスクアセスメント委員会は、酸化チタンを吸引するとがんが発生する危険があるという証拠があり、化学物質規制の発がんの危険が予想される物質（分類2：トリクロロエチレンなど）に分類されると結論付けた。しかし同時にそれ以上の危険のある物質（分類1B：ベンゾピレンなど）には該当しないと結論付けた。酸化チタンについては、フランスから安全性に関する意見書が出され、16年5月から7月に一般意見の公募がなされていた。フランスは分類1Bに分類するよう要請していたが、退けられた。この結論に対して、酸化チタン製造者協会などは、証拠はマウスでの実験による結果であり、酸化チタンの50年の使用実績から考えてヒトへの発がん性はないと反発している。

酸化チタンは、化粧品や塗料、紙などに広く使われている白色顔料であり、分類2に指定されると、それに対応した管理が必要となるため、酸化チタン製造者だけでなく、プラスチック加工業者や食品会社などにも影響が及ぶ。今後は欧州委員会に資料が送られ、結論が下されることになる。

◆米国では銀ナノ粒子が健康被害を引き起こすという懸念が出ている

17年5月30日、米国第9巡回控訴裁判所は、米国環境保護局（EPA）が、Nanosilver（製品名）を条件付きで承認したことが一般の利益にあたることを示すことができなかつたと結論付けた。

EPAは、ヒトの健康と環境への影響を判断する安全性データを4年以内に提出することを条件として、15年5月にNanosilverを繊維とプラスチックに使用することを承認していた。承認の理由としてEPAは、従来の銀を用いた抗菌剤に比べてNanosilverは、使用量を少なくでき、また環境への放出を少なくできると主張していた。これに対して、環境団体は、毒性のリスクアセスメントに失敗したとして、EPAの判断の妥当性について提訴していた。

酸化チタンや銀ナノ粒子などは、広く使用されている物質であり、安全性を確保した上で、有効に使うことが重要となる。

【松村晴雄】